

平成24年度の総合評価方式について

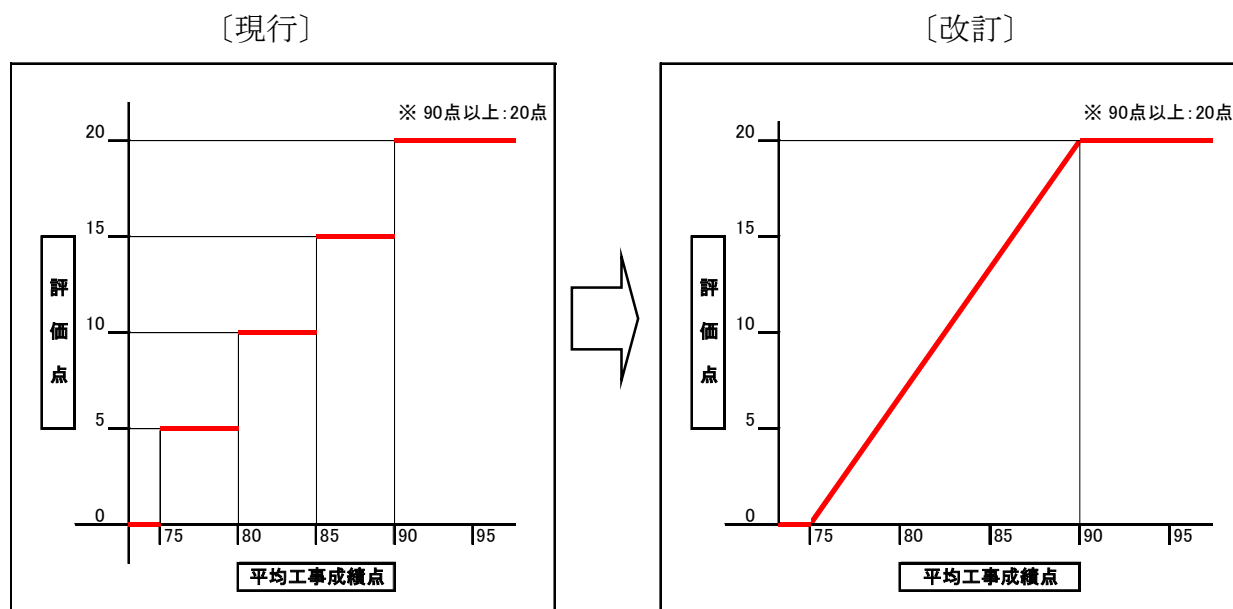
1 評価項目について

下記の評価項目について、見直しを行います。

(1) 工事成績

企業の技術力向上に関する取り組みがより直接的に評価に反映できるよう、現行の段階評価（5段階評価）から計算式（直線式）による評価に見直します。

【評価基準(例) [評価点 最大20点の場合]】



計算式 = (平均工事成績点 - 75点) × 20/15

※ 小数点以下切り捨て

※ 90点以上: 評価20点

※ 75点未満: 評価0点

(計算例)

○ 3箇年平均工事成績が85.3点の企業の場合

評価点 = $(85.3 - 75) \times 20/15 = 13.73 = 13$ 点

○ 3箇年平均工事成績が90点の企業の場合

評価点 = $(90 - 75) \times 20/15 = 20$ 点

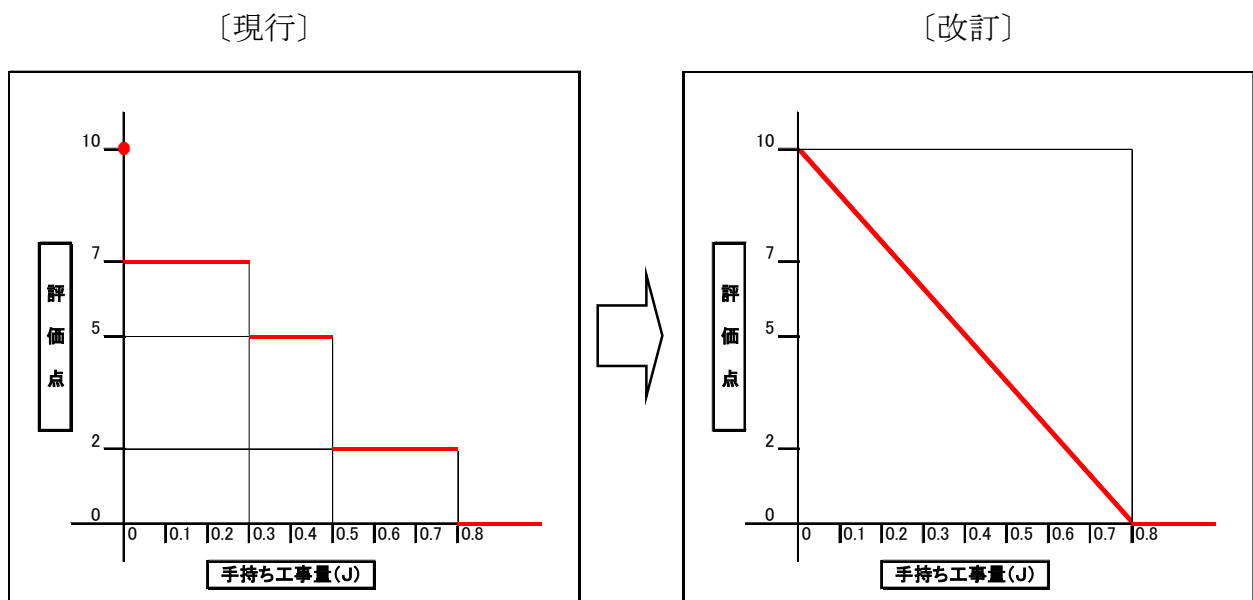
(2) 手持ち工事量

企業の手持ち工事量をより適切に評価するため、現行の段階評価（5段階評価）から計算式（直線式）による評価に見直します。

また、より実態に即した評価を行い、さらなる低入札対策の視点で、三重県発注の低入札（調査基準価格を下回る入札）契約工事については、件数を2件とみなして評価します。

※ 低入札契約工事については、「平成24年4月1日以降に公告した工事」を対象とします。

【評価基準(例)〔簡易型で評価点 最大10点の場合〕】



計算式 = $[-12.5 \times \text{手持ち工事量}(J)] + 10$

※ 手持ち工事量(J) :

当該部門契約金額 2 千 5 百万円以上の公共工事件数 / 当該部門の 1 級技術者数

※ 小数点以下切り捨て

※ J=0.8 以上 : 評価 0 点

(計算例)

○ 手持ち工事件数 3 件、1 級技術者数 15 人の場合

評価点 = $(-12.5 \times 3/15) + 10 = 7.5 = 7$ 点

○ 手持ち工事件数 3 件 (内、1 件低入札契約工事)、1 級技術者数 15 人の場合

評価点 = $(-12.5 \times 4/15) + 10 = 6.6 = 6$ 点

(3) 配置予定技術者の工事实績

若手技術者育成の観点から、実績工事の主任技術者としての資格要件を満足した現場代理人の工事实績については、主任（監理）技術者の工事实績と同等に評価します。

【評価基準(例)〔配点20点の場合〕】

〔現行〕

大項目	中項目	小項目	評価基準	小項目配点	項目配点
技術者要件	配置予定技術者の工事实績	配置予定技術者の主任（監理）技術者（専任）又は現場代理人としての工事实績（コリンズ登録による確認）	評価対象工事の主任（監理）技術者としての実績	20	20
			評価対象工事の現場代理人として2回の実績		
			評価対象工事の現場代理人として1回の実績	10	
			上記以外又は実績なし	0	



〔改訂〕

大項目	中項目	小項目	評価基準	小項目配点	項目配点
技術者要件	配置予定技術者の工事实績	配置予定技術者の主任（監理）技術者（専任）又は現場代理人としての工事实績（コリンズ登録による確認）	評価対象工事の主任（監理）技術者又は現場代理人としての実績	20	20
			上記以外又は実績なし	0	

○現場代理人の評価について

現場代理人としての実績については、平成16年度以降に発注され、同年度以降に完成し、かつ、引渡しが進んでいる評価対象工事において、その工事の主任技術者として求められていた資格を有し、かつ、全工事期間中、工事に従事したものを対象とします。

なお、「法面処理工事」、「舗装工事」の評価対象工事については、平成17年度以降に発注され、同年度以降に完成し、かつ、引渡しが進んでいる工事とします。

2 入札時における入札保留について

入札時に低入札者（調査基準価格を下回る入札者）が含まれる場合の入札保留については、低入札者が「施工体制審査意向確認書」を提出した場合に限って入札保留を行います。

3 ヒアリング時の説明資料の取り扱いについて

ヒアリング時の説明資料については、今後、評価の公正性・透明性確保の観点で、下記のとおり取り扱いを行います。

ヒアリングの際、技術提案書以外の資料（提案様式「技術提案の記述内容を補足説明するための図・表・写真等」で使用された図面などの拡大版やヒアリング説明用に別途作成された資料）等の使用は認めません。

4 適用時期

平成24年4月1日以降の公告から適用します。